

運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

- (1) 旅客営業規則
- (2) 12か月定期乗車券取扱規則
- (3) 東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約

2. 改定日

- (1) 2024年3月28日(木)初電より および 2024年4月1日(月)初電より
- (2) 2024年3月28日(木)初電より
- (3) 2024年4月 1日(月)初電より

3. 改定内容

(1) 旅客営業規則

2024年3月27日までの旅客営業規則は [こちら](#) をご覧ください。
2024年3月28日から3月31日までの旅客営業規則は [こちら](#) をご覧ください。
2024年4月 1日からの旅客営業規則は [こちら](#) をご覧ください。

(2) 12か月定期乗車券取扱規則

2024年3月27日までの12か月定期乗車券取扱規則は [こちら](#) をご覧ください。
2024年3月28日からの12か月定期乗車券取扱規則は [こちら](#) をご覧ください。

(3) 東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約

2024年3月31日までの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約は [こちら](#) をご覧ください。
2024年4月 1日からの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約は [こちら](#) をご覧ください。

4. 新旧対照表

別紙をご覧ください。

以 上

現行	改定
<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2023. 8 .10 改定</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 36 条 当社の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生（第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。</p> <p>居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合</p> <p>(1) 次の区間のいずれかを乗車する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 鉄道区間</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 軌道区間</p> <p>(2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合</p> <p style="text-align: center;">～以下省略～</p>	<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2024. 3 .28 改定</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 36 条 当社の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生（第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。</p> <p>居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合</p> <p>(1) 次の区間のいずれかを乗車する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 鉄道区間</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 軌道区間</p> <p>(2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合</p> <p style="text-align: center;">～以下省略～</p>

現行	改定
<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2023. 8 .10 改定</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p>通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 36 条 当社の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生（第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 次の区間のいずれかを乗車する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 鉄道区間</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 軌道区間</p> <p>(3) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合</p>	<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2024. 4 . 1 改定</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 36 条 当社の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生（第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 次の区間のいずれかを乗車する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 鉄道区間</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 軌道区間</p> <p>(3) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合</p>

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表
契印

No. _____ **通学証明書**

学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) 男 女	
通学者の居住地	電話()	
部科及び学年	部 科	学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅 駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から	
通学証明書の有効期限	平成 年 月 日まで	

証 平成 年 月 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者氏名 _____

代表者
職 印

- 1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで(1箇月間)です。
- 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものも○で囲む。)してください。
- 3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。
- 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年 月 日まで		
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

～以下省略～

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契印

No. _____ **通学証明書**

学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・年齢	(歳)	
通学者の居住地	電話()	
部科及び学年	部 科	学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅 駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	

証 年 月 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者氏名 _____

代表者
職 印

- 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。
- 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。
- 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。
- 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年 月 日まで		
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

(タテ 18.2cm×ヨコ 12.5cm 裏無地)

～以下省略～

現行	改訂
<p style="text-align: center;">12 か月定期乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 2024.3.28 現在</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p>(12 か月通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 5 条 12 か月通学定期乗車券の発売は、営業規則第 36 条に規定する当社が指定する指定学校の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（営業規則第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、12 か月通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。なお、補充定期乗車券での発売は行わないものとする。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合</p>	<p style="text-align: center;">12 か月定期乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 2024.3.28 現在</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p>(12 か月通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 5 条 12 か月通学定期乗車券の発売は、営業規則第 36 条に規定する当社が指定する指定学校の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（営業規則第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、12 か月通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。なお、補充定期乗車券での発売は行わないものとする。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合</p>

(2) 次の区間のいずれかを乗車する場合

ア 鉄道区間 連絡運輸となる旅客鉄道会社および他社線への発売は行わない

イ 軌道区間

(3) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 営業規則第 36 条第 4 号に規定する指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する 12 か月通学定期乗車券の発売は行わないものとする。

(注 1) 12 か月通学定期乗車券は、営業規則第 36 条の発売条件に従い発売を行うものとする。

(注 2) 通学区間において旅客鉄道会社および他社線にまたがる場合は、当社以外の区間も別途購入するものとする。

～以下省略～

(2) 次の区間のいずれかを乗車する場合

ア 鉄道区間 連絡運輸となる旅客鉄道会社および他社線への発売は行わない

イ 軌道区間

(3) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 営業規則第 36 条第 4 号に規定する指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する 12 か月通学定期乗車券の発売は行わないものとする。

(注 1) 12 か月通学定期乗車券は、営業規則第 36 条の発売条件に従い発売を行うものとする。

(注 2) 通学区間において旅客鉄道会社および他社線にまたがる場合は、当社以外の区間も別途購入するものとする。

～以下省略～

現行	改訂
<p style="text-align: center;">東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">2020.3.18 制定 2024.3.1 現在</p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（モバイル IC 定期乗車券等の発売）</p> <p>第 10 条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 2 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p>	<p style="text-align: center;">東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">2020.3.18 制定 2024.4.1 現在</p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（モバイル IC 定期乗車券等の発売）</p> <p>第 10 条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 2 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p>

<p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合</p>	<p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合</p>
<p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p>	<p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p>
<p>3 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</p>	<p>3 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</p>
<p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p>	<p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p>
<p>4 第1項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p>	<p>4 第1項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p>
<p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p>	<p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p>
<p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、身体障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、知的障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p>	<p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、身体障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、知的障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p>
<p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p>	<p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p>
<p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p>	<p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p>

9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。

～(中略)～

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行き、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。

2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。

3 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASMOカードの情報をモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。

4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済

9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。

10 第1項の規定にかかわらず、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

～(中略)～

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行き、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。

2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。

3 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASMOカードの情報をモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。

4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に

に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。

5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。

～(以下省略)～

使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。ただし、第10条第10項の規定により決済する場合は、この限りではない。

5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。

～(以下省略)～